

## 1 日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

第1条 1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。

第2条 受注者は、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、1日未満積算基準の適用について、監督員に協議を行うことができる。

第3条 受注者は、第2条の協議を行うときは、作業が1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。

第4条 前条の資料による確認の結果、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離が確認できなかった場合、又は同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより1日作業となる場合は、1日未満積算基準を適用しないものとする。